

令和7年度新潟県農林水産業総合振興事業要望調査（農業関係） チェックポイント

★下記要件等をご確認いただき、10月21日（月）午後5時までに必要書類をご持参の上、
市へご相談をください。

※令和7年度の要望状況を把握するために行う調査であり、今回の調査で申請を担保する
ものではありません。

※条件を満たした案件のみ新潟県へ要望します。

どのメニューを活用するかにより、事業主体の要件や補助率、事業費等が異なりますので、下記確認事項等をご覧いただき、ご相談ください。

■主な補助事業メニューについて（市で活用を想定しているメニュー）

・継続的農林業生産体制整備促進（地域農林業生産体制整備支援）（補助）

地域における生産体制の整備や直接支払制度実施地区の継続的営農体制の構築に向けた取組を推進し、農林業の進行を図る。

補助率：機械 1／3、施設 5／10

事業主体：農業法人、3戸以上で構成する団体等（いずれも認定農業者であること）

・園芸生産促進（リース）

園芸生産拡大、高付加価値化、低コスト化に必要な施設等の整備により、園芸産地の体質強化を図る。

補助率：機械 1／3、施設 5／10

事業主体：農業協同組合、民間リース会社

（借受者：認定農業者、農業法人等）

■確認事項等

①すでに購入された機械や施設は対象外。本事業は県の承認を受けてから実施が原則です。

②農業機械の単純更新は対象外。

2条刈のコンバインを廃棄して、新たに2条刈のコンバインを導入する場合は対象外。
対象にするには3条刈コンバイン以上を導入する必要があります。

③導入する機械の能力に合った経営面積の設定が必要です。

・導入する機械等には、馬力、条数等で年間作業面積が設定されています。（県指針）
例えば、30馬力級のトラクター（ロータリーの作業幅 1.6m）を導入する場合、年間作業面積が 10ha 必要となります。

※馬力数が大きくなれば作業面積も増えます。

また導入する機械以外に既存の機械があれば、その分も作業面積としてカウントします。

参考：導入トラクター30PS：10ha+既存トラクター25PS：10ha＝作業面積 20ha

導入するには、3年後に20ha規模の経営面積が必要となります。

- ④過去に県単事業を活用（耐用年数期間が残存）している場合、達成状況（達成率）が目標達成をしていないと要望をお受けできない場合がありますのでご相談ください。

■必要書類（今回の要望調査関係）

事業費や要件確認をする必要がありますので相談の際に下記書類をご持参ください。

- (1) 導入したい機械・施設の見積書及びカタログ
- (2) 農業の申告書類一式（R5年分）
- (3) 既存機械・施設等の一覧表

※上記資料を基に取り組み内容等の聞き取りを行います。

補助事業を活用する場合は、様々な資料の提出や実績報告などの手続きをしていただく必要があります。

○お問合せ先：佐渡市農林水産部農業政策課 電話：63-5117

メール：nousei@city.sado.niigata.jp